

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年2月20日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ペアレントメンターかがわ

野崎 晃広

善通寺市生野町796番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、発達障がいをはじめ障がいのある子どもを持つ保護者とその家庭が地域社会の中で子育てしていく際の孤立化を防ぐことを支援し、家庭が勇気を持って前向きな子育てや家庭生活が送れるための支援を目的とした、ペアレントメンターによる支援環境の普及と発展を推進していくことで、発達障がいをはじめ障がいのある子どもとその保護者や家庭に対する必要な支援環境づくりに寄与することを目的とする。